

Title	「封建的社会構成体の基本的経済法則」に関する覚え書：土地所有の性格規定のための序説
Sub Title	A note on "the basic economic law of feudalism" : an approach towards the basic characteristics of feudal ownership of the land
Author	常盤, 政治
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.6 (1956. 6) ,p.442(40)- 458(56)
JaLC DOI	10.14991/001.19560601-0040
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560601-0040">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560601-0040</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 封建的社會構成體の 基本的經濟法則に関する覚え書

— 土地所有の性格規定のための序説 —

## 常 盤 政 治

まえがき

一 封建的土地所有關係の起源

二 「經濟外的強制」と地代範疇

i 經濟外的強制

ii 地代範疇

三 封建的社會構成體の基本的經濟法則

i 封建的再生産構造と封建的生産關係の進歩的性格

ii 地代形態の轉換と地代作出機構

iii 「封建的社會構成體の基本的經濟法則」の定式

まえがき

「農地改革」が占領政策の一環として地主勢力の農民支配を排除しえなかつたし、土地所有の封建性を拂拭することも出来なかつた

という、「農地改革」に対する評價は、確定されたといつていい<sup>(註1)</sup>とはいへ、そして、「再編地主制」の存在形態の實證もかなり行われているとはいへ、土地所有の封建的性格を規定する理論的なキメテはなお未だ充分に明確にされているとはいえない。そのことは「封建的土地所有、すなわち封建制度の基礎の本質が完全に正しくは理解されていない<sup>(註2)</sup>」ことを意味する。

ところで、「所有なるものは、それぞれの歴史の時代にそれぞれ別個に、そして全然ことなる一連の社會的諸關係のなかで、發展してきた<sup>(註3)</sup>」のであるから、「ブルジョアの所有を定義することは、ブルジョアの生産の社會的諸關係をすべて説明することにはかならない<sup>(註4)</sup>」と同様に、封建的所有を定義することは、封建的生産の社會的諸關係をすべて説明することにはかならない。かくいう場合の「所有」は「生産の社會的諸關係の總體、いかにえれば生産諸關係の總體」

であつて、「生産諸關係の基礎的側面を意味する所有の概念」とは、一應區別しなければならぬ<sup>(註5)</sup>とはいへ、「生産諸關係の基礎的側面を意味する所有」は、「必然的運動方向として生産諸關係の總體としてあらわれざるをえない<sup>(註6)</sup>」。それ故に、封建的社會構成體についていえば、「生産諸關係の基礎的側面を意味する所有」は「封建的土地所有を理解することが、封建的所有に封建的諸關係の總體を理解することとなる。かかる意味において、封建的土地所有は封建的生産諸關係の基礎であり、封建制度の基礎であつたのである。かかる封建的「生産諸關係の基礎的側面を意味する所有」は「封建的土地所有を正しく理解することは、封建社會の「豊富さと多様性とをともなつたいろいろな現象のうちで、一般的な、本質的な、反復する必然的な現象<sup>(註8)</sup>」としてあらわれる、「封建的社會構成體の基本的經濟法則」を明らかにすることではなければならない。そして、所有なるものが「一個の歴史の範疇」であり、それぞれの社會構成體の「特定の具體的・歴史の形態の所有としてのみ現實的に存在した<sup>(註9)</sup>」かぎり、封建的土地所有もまたその例外ではありえない。かくて、われわれは、封建的土地所有關係の起源からはじめよう。

(註1) 小池基之「地主制再編の一形態」、本誌、昭和三十年七月號、一頁。

(註2) ソ同盟『歴史學の諸問題』編集部「封建的社會構成體の基本的經濟法則について」、經濟評論、一九五五年十一月號、九八頁。歴史評論、一九五五年九月號、五六頁。

(註3) — (註4) Marx, K.: 'Das Elend der Philosophie,

「封建的社會構成體の基本的經濟法則」に関する覚え書

Stuttgart 1921, S. 140. 邦譯マル・エン選集、第二卷、四二五頁。

(註5) — (註6) 藤田勇「法範疇としての所有」ソヴェト法學、第一卷第四號、三二—三頁。

(註7) それ故に、「中世では、資本自身も……このような土地所有の性格をおびてい」て、「土地所有が支配している」すべての形態では、自然關係がなおおもきをなしてい」たのである。「經濟學批判」、マル・エン選集、補卷3(二八七頁)。しかるに、「資本が支配する諸形態では、社會的に、歴史的に創造された要素がおもきをなしている。地代は資本を理解しないでは理解されえない。しかし、おそらく、資本は地代を理解しなくてもじゅうぶん理解されうる(同上)。このことは、近代的土地所有の基礎が資本の所有關係であることを意味する。これに對應する意味で、封建社會においては、封建的土地所有が他のあらゆる生産諸手段の封建的所有の基礎である。従つて、封建的土地所有と封建的所有とは、全々「相異つた内容を示す」ものではないとしても、さりとて、両者は「全く同一の意味」(福富正實「封建的所有と經濟外的強制をめぐる理論的諸問題」、經濟論叢、第七十六卷第二號四七頁)ではない。マルクスが「近代的土地所有」は「資本主義的生產によつて修正された土地所有」(Theorien über den Mehrwert, II, Zweiter Teil, S. 7)であつたブルジョアの生産の諸條件に服した封建的所有である」(Das Elend der Philosophie, S. 144. 邦譯、前掲、四二九頁)といつているのは、土地所有は労働の生産物ならざる土地を獨占的に所有することによつて、土地所有者によつて何らの費用をも要せずして剩餘價值また

は剩餘勞働を收奪するからである。しかるに、資本による剩餘價値の收奪は、可變資本と勞働力との交換を通じて行われ、賃銀という「等價」を支拂つて行われる。そこに、封建的搾取と資本主義的搾取との違いがある。このように、土地所有による剩餘價値の收奪は資本主義社會においても、「等價なしに」行われるという意味において土地所有そのものが封建的といわれたのである。しかし、近代的地土地所有が經濟的に自己を實現する形態たる地代は、平均利潤以上の超過分であり、それは價値法則に生産價格法則によつて規定されているということ、すなわち、資本に從屬しているという意味において、その土地所有は近代的所有なのである。「土地所有それ自體の封建的性格」は、何らの費用をも要せずして(何故ならば、土地は勞働の生産物ではないから)剩餘價値または剩餘勞働を收奪するところにあるのであつて、「普遍的競争と純工場的生産とを阻止しようとする傾向(?)」(福富、前掲論文)にあるのではなかつたのである。

(註8) 前掲、「封建的社會構成體の基本的經濟法則について」、評、一〇六頁。歴評、六三頁。  
(註9) 藤田、前掲論文、二八頁。

### 一 封建的土地所有關係の起源

「中世の農奴は直接的に古代の奴隷ないしコロヌスから發生したものでなくて、ゲルマン的な自由農民のなれの果てであり、…それゆゑ、中世の封建的生產様式は直接的に古代の奴隷的生產様式に接續するものではなくて、原始共同體的生產様式の分解のゲル

マンの形態に、すなわち小經營的生產様式のゲルマンの形態に、ないしその基礎としての、共同體的土地所有と小自由土地所有との結合のゲルマン的形態に「系譜」をもつていたとはいへ、そのゲルマン的形態たるや、「大土地所有によつて區別される貴族階級を有していたこと、農民は絶對的に均等な保有地を有していたのではないこと、最後に不自由人は或る特定の耕地を耕し、その收穫によつてHöringに對し…納付を行ひ得たということ等をどうしても承認しないわけにはいかなないのである」。

なるほど、ドイツ太古代において國民の基礎をなしていたものは、専ら自由民であり、不自由民は僅かであつた。しかし、自由民のうち大部分は農民として生活していたが、一部は土地領主(Grundherr)として生活していたのである。そのうちの或る小數のものは社會的な意味において貴族(Aristokrat)と稱ふことができる。そして彼等のうちより大なる土地所有者は大眾の上に立ち、慣習上國家内の恒常的な官職(王位・百人組長「Vorsnehmeramt der Hundertschaft」)は彼等の間から任命されたのであつた。

とはいへ、大部分の土地領主は小規模なものであつて、「領主なるものが從屬民の納付によつて彼の生計に對する補給を保持するものであり、そしてそれに依存するものであるにせよ、小領主はその傍らなお自からの生計のために働いたのである」。それゆゑに、小領主と通常の農民との間には明確な線が引かれなかつたのであり、兩者の差異は單に大農と小農の差にすぎないものであつた。

このような社會構成をなしていたゲルマン諸民族は、ローマ領に侵入して巨大な帝國領を繼承した。かくして、ゲルマン人の支配者

のもとには無主の土地が集つた。フランク國王は膨大な土地の所有者となり、また同様に他の諸部族の支配者も、より小規模ではあれ大土地所有者となつた。この所領は太古代の貴族の所有するところを遙かに越えるものであつた。この「民族大移動以來、ドイツ人の間に耕地の私有制が生ずることによつて保有關係における變化が起つた。各人がその土地の自由な處分權を獲るや否や、彼はその土地を分割することも、その一部分或は全部を賣却することも出來たし、又他の者が自己の所有地に他の多くの土地を附加することも可能となつた。親族の同意の必要という障礙も、男子の女子に對する優先相續權も、財産の分割・賣却を僅かに制限したに過ぎなかつた」。

かくして、ゲルマン的な共同體的土地所有及び保有關係は「大移動」とともに崩壊し、古代ローマの奴隷制は消失して、封建的生產様式へと移行したのであるが、ローマの借地農民と新しい封建的隷屬民との中間には、このようなフランクの自由農民が存在したのである。しかし、彼等はやがて絶えざる内亂と征服戦争によつて、全く疲れはてて零落した。戦争と掠奪によつて荒廢した彼等は「その土地の所有權を保護主に譲りわたさねばならなかつた。そして彼等はこの土地を種々様々な且つ變化する形態の下に、但し常に勞働及び租税の給付を條件とするところの賃借地として、再び保護主から受けとつた。一度かような隷屬した形態に置かれると、彼等は次第々々に個人的自由をも失ひ、數世代も経たぬうちに大部分は農奴となつてしまつた」のである。

このようにして農奴制が成立したのであるが、しかも、人民大眾「封建的社會構成體の基本的經濟法則」に關する覺え書

が「農業以外の職業において彼等の生活資料を確保するに全く不十分である」という、このような經濟的發展段階のもとにおいては、農民が自己の勞働力の再生産を行うためには、封建領主の經濟的な保護または保證が必要であつたのである。すなわち、飢饉、災害等によつて農奴の生命が破壊されるようなことが生じた場合、領主によつて封建的な保護がなされ、また、領有圏外の敵に對して、領主は農民を保護し守らなければならぬ。そのような、領主のあらゆる意味での保護のもとでのみ、農民は自己の勞働力を再生産することができたのであつた。この段階におけるかかる領主の農民保護は生産と切り離して理解されてはならず、それ自身體制的な經濟的機能と解されなければならぬ。事實、直接經濟的にも大土地所有者はその經營から生じた生産剩餘を未墾地開墾希望者に用立てたのであり、土地の植民は領主の協力のもとに行われたのであつた。それ故に、封建的農民は經濟的に自己を完結した不變のモノドではなく、封建的土地所有者によつて媒介されてはじめて自己の小經營を再生産することができるといふような關係の下に置かれていたのである。

そしてまた、封建制度のもとにおいては、「所有」と「占有」とは別のものであり、「直接生産者が、土地をもふくめて、自分のあらゆる勞働條件を占有していることは、直接生産者が自分の分與地の所有者であることを、けつして意味するものではない。分與地を利用し占有するといふ、個々の農民がもつていた傳統的な權利は、土地所有者としての封建領主のこの權利が確認されることを前提としていた」のである。この土地所有者としての封建領主の確認なくしては直接生産者は耕作することができない。かかる意味

においても直接生産者の小經營は、領主に媒介されてはじめて經濟的に自己完結するという關係にあつたのである。

以上のような點に、封建的土地所有者が地代を徴収しうる經濟的根據がみいだされなければならぬ。それ故に、メイマン・スキンスキンのように、土地所有者に最初から「社會を治める」という、非經濟的な分業的機能を歸せしめることによつて封建的搾取の經濟關係からする根據を見失つてはならない。封建的小農民をそれ自體で經濟的に自己完結する不變のモナドと理解するとき、それは、搾取關係・敵對的生產關係を一片だにふくまぬ超歴史的範疇としての小農民的生産または小經營一般のうちに解消されてしまふであらう。小經營一般または「小經營的生産様式」なる概念は、それ自體として、この「生産様式」の性格そのものを明らかにするものではない。

(註1) 栗原百壽「農業問題入門」五一頁。

(註2) Below, G. V.: Geschichte der deutschen Landwirtschaft des Mittelalters, herausgegeben von Dr. Habil. Friedrich Lütge, 1937. S. 8. 堀米庸三譯、創元社版、一五一—二〇頁。

(註3) a.a.O., S. 3. 邦譯、七頁。

(註4) a.a.O., S. 30. 邦譯、五五—六頁。

(註5) エンゲルス「家族・私有財産及び國家の起源」社會主義著作集、村井康男譯、二二二頁。マル・エン選集第十三卷下、四五—五頁。

(註6) 同上、社會主義著作集、村井康男譯、二二〇頁。マル・エ

土地所有者を最初から生産過程の外にある寄生者としてのみ規定してしまい、直接生産者はそれ自體で經濟的に自己完結するものと理解されてしまつたのである。このような考え方は「封建社會の『基本的生産細胞』を最初から獨立小生産者」とする固定觀念にも由来していた。しかし、周知の如く、封建社會の『基本的生産細胞』は最初から小經營のみではなく、ヴォリカチオン體制に明らかに示されている如く、直營地大經營があつたことをわすれてはならない。

いずれにしても、封建社會の『基本的生産細胞』を最初から「獨立小生産者」とし、「他面封建的土地所有者を政治的支配者と合致する大領主として双方の概念を固定化し、兩者の機械的な對抗關係とその變化から封建經濟の全構造と發展傾向を理解しようとする考へが、從來一般に「經濟外的強制」を、封建的土地所有關係そのものからではなく、「直接生産者が獨立している事實から」とらえようとしていた根據であつたのである。すなわち、封建的農民の小經營をそれ自體で經濟的に自己完結するものと考へ、封建的大土地所有者を最初から生産過程の外にある寄生者としてのみ規定してしまふことから、直接生産者が「自己の勞働力の再生産に必要な勞働條件を占有している」自營の農民であるがゆえに、彼らから土地所有者が剩餘勞働または剩餘生産物を收奪するためには「經濟外的強制」を用いることが必要であり、それなくしては自營農民から剩餘勞働または剩餘生産物を汲みとることができない、というふうに、「經濟外的強制」は封建的農民から「剩餘勞働を受取る手段である」とされていたのであつた。このような考え方のうちにこそ、「經濟外的強制」を「獨立要因にまでおしあげる誤謬」の根源があつたのである。

「封建的社會構成體の基本的經濟法則」に関する覚え書

ン選集第十三卷下、四五四頁。

(註7) リチャード・ジョーンズ「地代論」岩波文庫版、上巻七一頁。

(註8) Vgl. Below, a.a.O., S. 32. 邦譯、五九頁。

(註9) 前掲「封建的社會構成體の基本的經濟法則について」經評九八一—九頁。歷評、五六—七頁。

(註10) エム・エヌ・スキンスキン「封建制機構の基本的經濟法則について」經評、一九五四年八月號、一六四頁。

### ii 「經濟外的強制」と地代範疇

既に述べた如く、封建制度のもとにおける小農民の小經營が領主土地所有者によつて媒介されてはじめて、經濟的に自己完結するものであるとするならば、そのような生産關係土地所有關係は「同時に直接的な支配および隷屬關係としてあらわれざるをえない」<sup>(註1)</sup>。なぜならば、直接生産者は「自分自身の生活維持手段の生産のために必要な生産手段および勞働條件の『占有者』たるにとどま<sup>(註2)</sup>」り、「所有者」ではなく、封建領主の「許可」なくしては自己の勞働力を再生産することもできないからである。したがつて、ここでは土臺(經濟構造)は上部構造(政治的支配・隷屬關係)と重なりあつていたのである。そのために「經濟外的強制は、封建的所有の有機的要素だつた」(エム・エヌ・コモフ)と考へられたり、あるいは、逆に封建的搾取は本來的な生産過程の外にある現象としてのみ考へられたりしたのであつた。後者のような考え方から、封建的

「經濟外的強制」は封建的土地所有の屬性として、土地所有關係からとらえられなければならないのであつて、「直接生産者が獨立している事實から」とらえられてはならなかつたのである。それ故に「封建制度の基礎となつていたものは、經濟外的強制ではなく、封建的土地所有であつた」といわれたのである。

しかし、このスターリンの命題は、メイマン・スキンスキンのように「經濟外的強制」の「背後には封建的土地所有が存在した」という一行を添加するだけで從來の誤はすべて解消し、萬事ことすむことのように理解してはならない。スターリンが「封建制度の基礎となつていたものは、經濟外的強制ではなく、封建的土地所有であつた」というとき、封建制度の基本的生産關係は封建的土地所有關係であつて、「經濟外的強制」はその屬性にすぎず生産關係そのものではないことを指摘しているものと理解しなければならぬ。

そして、封建地代は、この封建的土地所有の經濟的自己實現の形態であり、「經濟外的強制」は封建的土地所有の經濟的自己實現の形態である。それ故に、封建的土地所有は經濟的には封建地代としてあらわれ、經濟的には「支配・隷屬關係」としてあらわれる。封建制度の特徴としてあげられる、封建的土地所有、「經濟外的強制」封建地代の關係はこのように理解されなければならない。それ故に、「經濟外的強制」を「土地の農奴主的所有者が、直接生産者……から、剩餘勞働を受取る手段」と考へたり、「封建地代を取得するための不可缺の形態」と考へたりすることは正しくない。けだし、「經濟外的強制」は封建地代を取得する場合にのみ發現するものでもないし、ま

た、そのような考え方においては、まず封建的土地所有があつて、その経済的自已實現のための不可缺の媒介物としての「経済外的強制」によつて地代を取得する、という、封建的土地所有→経済外的強制→封建地代という關係としてとらえられているからである。したがつてまた、ここでは封建的な小農民經營をば、再生産的機能を自分自身のなかで完結した小生産者と前提し、他方封建的土地所有者を最初から、なんらの生産的機能をもたない、その意味で、寄生的な、外部からの収奪者としてのみ考へてゐるからである。このように考へることは「封建制度ははじめから反動的であつた」といふ、まちがつた考へを生みだすおそれがある。ところが、封建的生産關係が生産力のいつその成長を保障する時代には、封建領主階級は、進歩的役割を演じてゐるのである。

「経済外的強制」は「餘剩勞働を受取る手段」や「封建地代を取得するための不可缺の形態」ではない。それは経済外的に自己を實現した封建的土地所有關係そのもの（生産關係としてではない側面としての）であり、それは「支配II隷従關係」としてあらわされる。

封建的土地所有が経済的に自己を實現する形態が封建地代であるとするならば、それが経済外的に自己を實現する形態が「支配II隷従關係」であることは既に述べたが、このように経済的にのみならず、同時に経済外的にも自己を實現するところに封建的土地所有が近代的土地所有と異なる一つの基本的特徴が見出されるのである。従つて、この視角から封建的土地所有と近代的土地所有との差別性を規定しようとするならば、近代的土地所有は経済的にのみしか自己を實現しないにもかかわらず、すなわち、地代としてしか自己を實

現しないにもかかわらず、封建的土地所有は経済外的にも自己を實現するところにその本質があるといえよう。それ故に、封建的土地所有であるか否かを規定するメルクマールとして、「経済外的強制」II「支配II隷従關係」がとりあげられたのは故なきことではなかつたのである。

しかし、封建的土地所有か否かのメルクマールは「経済外的強制」の存在だけではない。それは、土地所有が経済的に自己を實現する形態II地代現象のうちにも存する。否、むしろ、土地所有の性格を経済學的に規定しようとするならば、この地代が封建地代であるか近代地代であるかという點にこそ求められなければならない。たとへ、「経済外的強制」II「支配II隷従關係」があらわに現われていなくとも、土地所有が経済的に自己を實現する地代が、封建地代であれば、その土地所有の性格は封建的土地所有と規定されなければならないのである。

しからば、封建地代か近代II資本制地代かという、地代範疇を規定するものは何であるか？

- (註1) Marx, K.: Das Kapital, M.-E.-J. Institut, Bd. III/2, S. 840. 邦譯、青木文庫版(3)一一一三頁。  
 (註2) a.a. O., S. 840. 邦譯、同上一一一三頁。  
 (註3) Политическая Экономика «Человек», Москва, 1954. СМР. 62. 邦譯、第一分冊一〇八頁。  
 (註4) (註5) 川久保公夫「封建的經濟の基本問題」大阪市立大學經濟學會「經濟學雜誌」第三十卷第五・六號、六六頁。

(註6) 徳増榮太郎「封建制度と農奴に對する不完全所有」についての疑點」經評、一九五五年六月號、二三頁。

(註7) 徳増榮太郎「封建制度と經濟外的強制」、横濱國大經濟學會「エコノミア」V・2・3、七頁。

(註8) 例へば、鈴木鴻一郎「半封建地代」とは何か」經評、昭和二十三年七月號、一一―一二頁。大内力「經濟外強制」覺え書同上、二二三頁などをみよ。

(註9) 徳増榮太郎、前掲、經評論文、二三頁。

(註10) Сталин, И.: Экономические проблемы социализма в СССР. «Большевик» 1954 г. No. 18. стр. 22. 邦譯、國民文庫版、六一頁。

(註11) 川久保公夫、前掲論文、六四頁。

(註12) 徳増榮太郎、前掲、「エコノミア」論文、七頁。

(註13) エヌ・エヌ・ギョールジャン「封建的所有の問題に關する學術討論會」經評、一九五四年八月號。

(註14) 前掲「封建的社會構成體の基本的經濟法則について」經評一〇六頁。歷評、六三頁。

ii 地代範疇

近代II資本制地代は農業資本家がうけとる平均利潤以上の超過分であり、農業剩餘價值の一分岐である。差額地代についていへば、地代は一方では一般的生産價格と個別的生産價格との差によつて、他方では一般的費用價格と個別的費用價格との差によつて規定される。

「封建的社會構成體の基本的經濟法則」に關する覺え書

絶對地代についていへば、調整的市場價格(II價值)と一般的生産價格との差によつて規定される。従つて、いずれにしても兩者とも平均利潤の作用を通じて規定されるのである。差額地代についていへば、個別的費用價格が不變または増大する場合に一般的費用價格が引き下がることによつて平均利潤が増大すれば地代は減少するが、逆に、個別的費用價格が不變または低下する場合に一般的費用價格が増大することによつて平均利潤が減少すれば地代は増大する。絶對地代についていへば、市況の如何を問わないとして、一般的生産價格が上昇すれば、價值との差額が減少してそれだけ地代は減少し、一般的生産價格が低下すればそれだけ地代は増大する。かくて、地代はいずれにしても生産價格以上の超過分であるが、その生産價格は費用價格+平均利潤によつて規定される。

このように、近代II資本制地代は生産價格法則II價值法則という客觀的な法則によつて規定されるのであり、その特徴は、利潤が地代を規定し制限しているところにある。かかる意味において、近代的土地所有は土地所有が資本に從屬した形態であるといわれるのである。

ところが、封建地代においては、利潤が地代を規定し制限するのではなくして、地代が利潤を制限しているのであつて、この「地代の本質は、地代が剩餘價值または剩餘勞働の唯一の支配的で正常的な形態であるという點にある」(註1)。従つて、そこでは「利潤」が生ずるとすれば「正常的關係の背後で生ずるのであつて、……この利潤の高さが地代を規定するのではなく、逆に、利潤の限界としての地代によつて利潤の高さが規定されている」(註2)のである。

ここに封建地代範疇が否かの基礎的指標が求められなければならない。そこで、土地所有の性格を、土地所有が経済的に自己を實現する形態たる地代の視角から規定しようとするならば、地代が封建地代範疇であるか近代Ⅱ資本制地代の範疇に属するかによつて規定されなければならないということになるのである。

ここで、土地所有の性格規定に關する指標について論理的に整理すると、封建的土地所有たることの指標として、土地所有が経済外的にも自己を實現するか否か(「経済外的強制」の存否)ということと、経済的に自己を實現する場合、その地代が封建地代であるか否かということとをあげることが出来る。先きにも述べた如く、土地所有が経済的にのみならず、経済外的にも自己を實現するところに封建的土地所有が近代的土地所有とは異なる基本的特徴の一つがあるとするならば、「経済外的強制」の存在はまぎれもなくその土地所有が封建的土地所有たることの證左にはかならない。しかし、「経済外的強制」があらわに現象していない場合であつても、地代が封建地代範疇と規定されうるとすれば、その土地所有は封建的土地所有と規定されなければならない。そして、その封建地代たることの本質は、「地代が剰餘價值または剰餘労働の唯一の支配的で正常な形態であるという點にある」のである。

従つて、「経済外的強制」は、封建的土地所有であるか否かの指標であつて、「封建地代」の指標ではない。すなわち、「経済外的強制」は、封建地代が土地所有の性格規定に關する指標であるのと同列であつて、封建地代たることの指標とは何らのかかわりもない。従つて、封建地代たることの指標は、地代が「剰餘價值または剰餘労働の

唯一の支配的で正常な形態」となつているか否かということだけである。それ故にこそ、マルクスは『資本論』において……『地代の本質は、地代が剰餘價值または剰餘労働の唯一の支配的な通例的な形態であるということに存する』と云うこととどまり、そこではこれ以上何ら『経済外強制』について觸れるところがない<sup>(註3)</sup>のである。

(註1) Marx, K.: Das Kapital, a. a. O., Bd. III/2 S. 845.

邦譯、前掲、一一一九頁。

(註2) a. a. O., S. 832. 邦譯、同上、一一二八頁。

(註3) 鈴木鴻一郎、前掲論文、一〇一一二頁。

### 三 封建的社會構成體の基本的經濟法則

#### i 封建的再生産構造と封建的生産關係の進歩的性格

以上の如くに考察してくるならば、土地所有の性格を經濟學的に規定しようとする場合、その分析視角は地代關係に求められなければならないことは明らかであらう。けれど、地代關係こそは生産關係の經濟學的反映であり、直接に生産そのものから發生するものだからである。それ故に、封建的搾取が如何に本來的生産過程の外にある現象としてあらわれようとも、その經濟關係Ⅱ生産關係からする根據を見失つてはならない。封建的搾取Ⅱ封建地代の收奪が、如何に「経済外的強制」をともなおうとも、それは決して「経済外的強制」を媒介として實現するものではない。封建地代は封建的土地所有關係のもとにおける生産そのものから發生するものであり、「経済外的強制」はその封建的土地所有が経済外的に自己を實現する形態であ

り、従つてそれは経済外的範疇である。「経済外的強制」が經濟學的考察の対象となるのは、それが「生産に對して規定的に反作用する」<sup>(註1)</sup>かぎりにおいてである。それ故に、「封建的社會構成體の基本的經濟法則」をば「経済外的強制」の適用をともなつた封建的土地所有をもとにして、農民を搾取することによつて、封建地代<sup>(註2)</sup>というかたちで剰餘生産物を確保すること」と定式化することは不正確であるといわなければならない。なぜならば、まず第一に經濟法則のなかに經濟外的範疇たる「経済外的強制」をもちこんでいるからであり、第二に「経済外的強制」は經濟外的に自己を實現した封建的土地所有<sup>(註3)</sup>そのものにはかならないからである。また、「経済外的強制」の適用をともなつた封建的土地所有」というとき、恰かも「経済外的強制」の適用を伴わない封建的土地所有」が存在するかのような誤解を招き易いといわなければならない。更に、ソ同盟歴史學會における「封建的社會構成體の基本的經濟法則」に關する成果たる「討論總括論文」の、この定式化は「封建社會の成立期における封建的土地所有の寄生的性格をめぐり去るには不充分<sup>(註4)</sup>であるといわなければならない。このことはこの定式化が主としてメイマンⅡスカースキンの見解に依據しているためであらうと考えられる。

メイマンⅡスカースキンは「封建社會の基本的經濟法則」を「封建領主によつて封建的地代の形で取得される所の、農奴および封建的農民の剰餘生産物の生産」と定義している。そして彼等は、この定義のなかに封建的所有と「経済外的強制」の指摘がないことを非難している論者に對して書翰の中で次のように言つてゐる。「しかし、われわれの定義は、事實上そのなかに封建的所有を含んでゐる。なぜ

「封建的社會構成體の基本的經濟法則」に關する覺え書

ならば……封建地代は領主が土地を所有し、農民を不完全に所有していることの經濟的實現の形態であるからである。この定式化は、事實上經濟外的強制をそのなかに含んでゐる。なぜならば、領主が農奴及び封建的從屬農民によつて生産される剰餘生産物を自分のものにする<sup>(註5)</sup>ことは、ただ、經濟外的強制の條件の中でのみ實現されうるか<sup>(註6)</sup>である」と。このようにメイマンⅡスカースキンは反對論者達に答へている意圖はそれ自體正しいのであるが、封建的土地所有と「經濟外的強制」との關係を明らかにすることなく、むしろ兩者をばらばらにとらえて、「経済外的強制」を封建地代を取得するための不可缺の手段と考へ、従つて、封建的小農民經營をば、再生産機能を自分自身のなかで完結した小生産と考へ、小經營の「獨立性」から「經濟外的強制」をとらえてゐるところに問題があるのである。

※「封建的土地所有は自分の小さな獨立經營をもつ隷屬農民の搾取に結びついていた」(前掲「封建制機構の基本的經濟法則」について) 經評、一九五四年八月號、一六四頁)。「封建貴族は社會を治める機能を遂行し、農民は自分の經營を有して社會の發展に必要な剰餘生産物を生産し、これを貴族が經濟外的強制によつて自分のものとする」(同上、傍點……引用者)。

彼等にあつては、封建的土地所有者の生産的機能は全く見失われ、封建的土地所有者は最初から反動的なものとして把握されてゐるのである。彼等のように「獨立した小經營」と封建的土地所有との機械的な對抗關係とその變化から封建經濟の全構造と發展傾向を

理解しようとする考え方からは、「封建的生産關係が生産力のいつ  
その成長を保障する時代には、封建領主階級は、進歩的な役割を  
演じる」ということを理解できない。

封建的生産關係の進歩的性格は、小農民經營を發展せしめること  
によつて、その段階における生産力を發展せしめるように作用した  
ところにある。

封建的農民は、決して最初から、再生産機能を自己完結するもの  
ではなかつた。封建的農民を經濟的に自己完結した不變のモナドと  
することは、歴史的範疇としての封建的生産様式を小經營一般に解  
消してしまうことであり、封建的生産様式のなから、敵對的生産  
關係を抹殺してしまうこととなる。「封建機構の基本的經濟法則も  
資本主義のそれと同様に、支配階級の取得する剩餘労働の量と率の  
増大であるとしている」<sup>(註5)</sup>「ボルシュネフに對する批判そのものは正し  
いとしても、彼等が封建的農民を經濟的に自己完結した不變のモナ  
ドと前提し、封建的土地所有者を最初から寄生的な、小生産者に對  
する抑壓的要因と考へ、「封建機構の最終期においては、封建地  
代率は原則として増大しない」ということから、封建的自營農民の  
「地位が一直線の解放と上向の道を進むものとするならば、一社會  
構成としての封建制の發展過程の中で、生産手段所有が生産力に對  
してもつ解放的、促進的役割の意義、および土地所有が生産力に對  
する抑壓的桎梏への轉化の要因を把握することは困難となる」であ  
らう。

封建的農民は農奴または隸農が、奴隸や賃労働者と區別されると  
ころのものは、彼等が「つねに自分の生活維持手段を自分自身で、

獨立に、個別的労働者として、自分の家族とともに生産せねばなら  
ぬような」<sup>(註9)</sup>小經營的自營農民たることである。しかし、われわれが  
しばしば強調してきたように、このことから農奴の小經營も再生産  
機能を自分の中で自己完結するものと考へてはならない。「分有地  
における農民の『自家經營は地主經濟の條件であり、その目的とす  
るところは農民——に生活手段を『保證』することではなく、地主  
に——働き手を『保證』することであつた」のである。従つて、農  
奴に労働力の再生産に必要な生活資料を『保證』する分有地にお  
ける農民の『自家經營は、資本價値の可變部分を代置することこ  
ろの生産物が資本家社會における必要生産物であるのと全く同様で  
ある」<sup>(註11)</sup>。資本家的經營のもとにおいて必要生産物が剩餘價値を生産  
するかぎりにおいてのみ意味を有していたのと同様に、労働地代の  
形で剩餘労働が收奪される、ヴィリカチオン體制のもとにおける農  
奴の『自家經營は、農奴主的地主の直營地經營に働き手を『保  
證』するかぎりにおいてのみ意味を有していたのである。従つて、  
資本制的生産様式のもとにおいて、労働者が必要生産物入手する  
ことができるのは剩餘價値を生産しうるかぎりにおいてのみであつ  
たのと同様に、そこでは、農奴は地主の直營地に剩餘労働を提供す  
るかぎりにおいてのみ、彼の『自家經營の存立をゆるされたので  
ある。

ところで、この農奴の『自家經營は、先にも述べたように、農  
奴が「つねに自分の生活維持手段を自分自身で、獨立に、個別的勞  
働者として、自分の家族とともに生産せねばならぬような」小經營  
である、という點で、奴隸經營または植栽地經營とは異なる。この勞  
働は、寄生地主ではない。

かかる労働地代の段階においても、賦役は「間斷なき再生産を通  
じて……時代の経過と共に『習慣』及び『傳統』として規制され、  
單なる『恣意』と『偶然』とから漸次解放されることによつて……  
一つの不變量に固定されるに至る」とはいへ、少くともヴィリカチ  
オン體制の初期においては、土地所有者は領主の「恣意」と「偶然」  
とに支配されていたのであつた。それ故に、「他のすべての事情を  
同等不變なものと同前提すれば、どの程度まで直接生産者が自分自身  
の状態を改善し、富裕になり、不可欠な生活維持手段をこえる超過  
分を生産しうるか……また生産しうるか……どの程度にかという  
ことは、まったく……賦役労働の相對的大きさに依存」<sup>(註10)</sup>していた  
のである。

働力と生産用具との直結した生産力構造をもちたてたところに、封  
建的生産の奴隸制生産に對する進歩的性格があつたのである。

何故か？「たとへば、地主のための賦役労働は本源的には週のう  
ち二日だと假定しよう。週に二日というこの賦役労働はかくして固  
定されており、慣習法または成文法によつて法律的に規定された不  
變量である。だが、直接的生産者が自由にする残りの週日の生産性  
は、可變量であつて、彼の經驗が進むにつれて、彼が新しい欲望を  
知り、彼の生産物のための市場が擴大し、彼が自分の労働力のこの部  
分を自由にする保證が増大する場合と同様に、彼を刺戟して發展す  
るにちがいない」<sup>(註12)</sup>（傍點……引用者）からである。「ここに、一定の  
經濟的發展の可能性が與えられている」のである。この意味におい  
て、封建的生産關係は奴隸制に對して進歩的性格を有していたので  
ある。

しかし、「賦役労働の立却點は労働のあらゆる社會的生產諸力の  
未發展性であり、労働様式そのものの粗雑性であるから、賦役労働  
は自然の理として、發展した生産諸様式のばあいよりも、殊に資本  
制的生産のばあいよりも、直接的生産者達の總労働の遙かに小さな  
可除部分を奪い取る」<sup>(註14)</sup>にすぎない。しかも、ここでは、賦役労働は  
すぐれて土地所有者の「恣意」と「偶然」によつて支配され地主の  
直營地經營の再生産過程のなかでのみ、農奴の『自家經營が再生  
産されうるにすぎず、従つて、この段階においては、封建的生産の  
主體は、農奴には不完全にしかなく、むしろ、地主の側に生産の主  
導性があるといつていいであらう。われわれは、ここに土地所有者  
の生産的機能を看取しなければならぬ。ここでは、土地所有者

「封建的社會構成體の基本的經濟法則」に關する覺え書

は、寄生地主ではない。

かかる労働地代の段階においても、賦役は「間斷なき再生産を通  
じて……時代の経過と共に『習慣』及び『傳統』として規制され、  
單なる『恣意』と『偶然』とから漸次解放されることによつて……  
一つの不變量に固定されるに至る」とはいへ、少くともヴィリカチ  
オン體制の初期においては、土地所有者は領主の「恣意」と「偶然」  
とに支配されていたのであつた。それ故に、「他のすべての事情を  
同等不變なものと同前提すれば、どの程度まで直接生産者が自分自身  
の状態を改善し、富裕になり、不可欠な生活維持手段をこえる超過  
分を生産しうるか……また生産しうるか……どの程度にかという  
ことは、まったく……賦役労働の相對的大きさに依存」<sup>(註10)</sup>していた  
のである。

(註1) Marx, K.: Das Kapital, a.a.O., S. 842. 邦譯「前掲」  
一一一五頁。

(註2) 前掲、「封建的社會構成體の基本的經濟法則について」經  
評、一〇六頁。原評、六三頁。

(註3) 山岡亮一「封建的社會構成體の基本的經濟法則について」  
の若干のコメント」經評、一九五五年十一月號、一一二頁。

(註4) 川久保公夫、前掲論文、五四頁。

(註5) 《Борьба Народов》, 1955, No. 4. стр. 93-4.

(註6) Мейман-Искарискин, 前掲論文、一七二頁。

(註7) 同上、一七四頁。

(註8) 川久保公夫、前掲論文、六七頁。

- (註6) Marx, K.: Das Kapital, a.a.O., S. 858. 邦譯、前掲、一三三六頁。
- (註9) Ленин, В. И.: Развитие капитализма в России, «Сочинения», том 3, стр. 158. 邦譯、岩波文庫版、上巻、二四〇頁。
- (註11) Там же, стр. 157. 邦譯、同上、二三九頁。
- (註12) Marx, K.: Das Kapital, a.a.O., S. 844.
- (註13) a.a.O., S. 845.
- (註14) a.a.O., S. 844.
- (註15) 高橋幸八郎「近代社會成立史論」四三頁。
- (註16) Marx, K.: Das Kapital, a.a.O., S. 843. 邦譯、前掲、一一一七頁。

ii 地代形態の轉換と地代作出機構

賦役勞働の全面的廢棄、よりよくいえば、封建地代の形態轉換、すなわち、勞働地代の生産物地代または貨幣地代への推轉によつて、農奴は隷農に轉化し、封建的生産における經營主體は完全に隷農の側に移され、ヴィリカチオン制は崩壊して純粹封建制が成立する。かかるヴィリカチオン制から純粹封建制への推轉または封建地代の形態轉化が、結果として「農民の隷屬程度の弱体化およびその勞働に對する領主權力の後退、農民經營の獨立性の著しい強化」をもたらしたといえ、それは隷屬農民が「一直線の解放と上向の道を辿」つたことの結果ではなくして、商品經濟の發達を契機とする封建領主の地代量率増大の志向によつて媒介されていたことが見落されて

はならない。そのことは「農奴解放」が領主自身の「解放狀」によつてなされたことによつて明らかであろう。例えば、ルイ五世（一三三五年七月三日）及び、フィリップ五世（一三二八年一月二三日）の「王地の農奴解放に關する勅令」の序文には次の如く謳われている。

「自然法によれば各人は生れ乍らにして自由である selonc le droit de nature chascun doit estre franc 故に……我が臣民の多くの人間が農奴制の羈絆に陥つて居る Moult de personnes de nostre commun peuple soient encheues en lyans de servitude 故に朕を甚だ不快なり」と云ふ moult nous desplaet ……我が王國がフランクの王國「自由なる者の國」と呼ばれることを考慮し、且つ事實さうあることを希望して……我が全王國一般に generalement par tout nostre royaume かかる農奴制が再び自由となり telles servitudes soient ramenees a franchise 且つ、古來から或は新たに、結婚及び農奴身分の土地への居住によつて農奴制の羈絆に陥つたところのすべてのものに對して、自由が良き且つ適當なる條件に於いて與へらるべきこと franchise soit donnee o bones et convenables conditions を命ずる……我が臣民はマンモルト及びフォルマリヤージュをも早今までの如く負はざるべきではない、且つ、農奴をもてる他の諸領主は朕に模範をと、彼らを解放すべきである les autres seigneurs qui ont homes de corps prengnet esemple a nous de eus remener a franchise」。

この「素晴らしい表現のうちに隠されているところの現實」理解に

つては、既に現代歴史家の定説のあるところであり、従つて、ここでは、この「解放狀」の直接的解釋が問題ではなく、この「農奴解放」によつて、「人間及び土地に對する支配の關係（農奴制）が崩壊して、「借地契約關係が實現されたその程度に應じて、reine Grundherrschafft が現われ」その「reine Grundherrschafft」の成立、と共に發生した借地契約に於ける地代形態が壓倒的に生産物地代 Naturalpacht となつたこと、すなわち、かかる封建地代形態の轉換を押しすすめる契機として、封建的土地所有者自身から、「解放」司令が出されたということが重要なのである。

※ 「農民は決して常に新しい自由を渴望したのではなかつた。大部分變革の主導は領主のところであつた。」(Below, G. V.: a.a. O., S. 71. 邦譯、前掲、一三二頁。)

そこには、單に商品經濟の發展に對する領主的對應ということにとどまらず、明らかに地代量率を増大せしめようとする封建領主の意圖があつたとみななければならぬ。だからといつて、勿論、ポルシュネフのように、封建地代の發生と増大が、「封建的社會構成體の基本的經濟法則」だということではできない。蓋し、「生産物地代においては、農民の搾取率はおそらく、わずかながら低下したであらう」し、封建制度の全體を通じて、「封建地代率は原則として増大しない」からである。

しかし、このことから、封建領主が地代形態の轉化によつて少くとも封建地代量を増大しようとする意圖がなかつたということは

「封建的社會構成體の基本的經濟法則」に關する覺え書

きない。地代形態の轉換によつて封建地代の量率が現實に増大したかどうか、ということ、封建的土地所有者が地代形態の轉換によつて封建地代を増大せしめようとする意圖したかどうかといふことは別の問題である。前者は客觀的な法則の問題であり、後者は封建的土地所有者の主觀的な意圖の問題である。そこで、問題は、封建的土地所有者が地代形態の轉換によつて地代の増大を意圖しながら、むしろそのことによつて、客觀的には地代の量率を相對的には減少せしめるような事態をもたらしたのは何故であるか、ということに明らかにするところにあつたのである。

勞働地代の段階においては、先に述べた如く、「自然の理として、發展した生産諸様式のばあいよりも……直接生産者の總勞働の遙かに小さい可除部分を奪い取る」にすぎない。蓋し、そこでは、農民は未だ封建的生産の完全なる主體者となつていないからである。しかるに、かかる賦役勞働の全面的廢棄、すなわち、勞働地代の生産物地代または貨幣地代への推轉は、地代作出機構の基礎が變化したし、封建的生産における經營主體が農民の側に全面的に移されたことを意味する。したがつて、ここでは、剩餘勞働は「もはや地主またはその代表者の監視や強制のもとでは行われないのであつて、むしろ直接生産者は、直接的強制的代りに諸關係の力により、鞭の代りに法律的規定によつて驅りたてられ、自分自身の責任のもとで剩餘勞働をしなければならぬ。」このような、地代作出機構の基礎の變化によつて、「なお依然として『封建的貢納義務』のもとにおかれながらも、小經營が自らの農民的土地保有を『事實上の農民的土地所有』たらしめ、したがつて、封建地代給付義務に對する否定的



要因としてあらわるべき根拠があつたのである。(註12) (傍點……引用者) このように地代形態の轉換は、ポルシュネフやメイマン・スカースキンのように地代量率の増大との關連よりはむしろ、封建地代作出機構の基礎の變化をあらわすものとして重要な意味をもつていたのである。かかる地代作出機構の基礎が變化することによつて、封建的土地所有者は生産的機能を失つて、寄生的な性格を受けとり、寄生的な地代收奪者として小經營的生產力の發展のための桎梏に轉化するのである。かくして、小經營的生產力發展のための、封建的土地所有の廢棄が日程にのぼる。

しかし、このような地代作出機構の基礎の變化にとまらぬ、「事實上の農民的土地所有」の生成は、「自營農民」小經營」が「さらさら」にその生産力の發展とともに、階級分化を遂げて、「事實上の農民的土地所有」形態なる經營様式にまで辿りつく」というように理解さるべきではなく、「他方における、商品流通」生産への領主的」地主的對應との對立關係において、とらえられなければならない」ことというまでもない。かかる意味において「商品生産は封建制度の構成部分であ」り、「商品」貨幣關係は、ある限度までは、封建制度を強固にし、勤勞者にたいする封建制度に特有の搾取を強化することをたすけ」たのである。それ故にこそ、少くとも「封建地代の總額は封建主義全期を通じて増大した」のである。

しかし、かかる封建地代總額の増大をメイマン・スカースキンのように「勞働生産性の不斷の増大に基礎を有する搾取率の増大によつて達成されたものではなく、主として住民の増加により、領主によつて搾取される直接生産者數の増大の結果である」というのは正

しくない。なるほど、この封建地代總額の増大は、直接的には搾取率の増大によつて達成されたものではないかもしれない。しかし、それが「住民の増加」小經營者數の増大の結果」であり、總じて、「封建制の存した幾世紀間において、封建諸國の人口が何倍かに増大した」とするならば、それは、地代作出機構の基礎の變化にもとづく封建的農民」小經營の「勞働生産性の不斷の増大に基礎を有する」ものと理解されなければならないであろう。蓋し、「住民の増加」は、生産力の發展を究局の根拠とするものであるからである。

- (註1) マイマン・スカースキン「封建制機構の基本的經濟法則について」前掲、經評、一七四頁。
- (註2) 川久保公夫、前掲論文、六七頁。
- (註3) 高橋幸八郎、前掲書、三〇—一頁。
- (註4) 同上、三二頁以下參照。
- (註5) (註9) Below, G. V.: a.a.O., S. 73.
- (註7) 高橋幸八郎、前掲書、四九頁。
- (註8) Below, G. V.: a.a.O., S. 76.
- (註9) マイマン・スカースキン、前掲論文、一七二頁。
- (註10) 同上、一七四頁。
- (註11) Marx, K.: Das Kapital, a.a.O., S. 845. 譯、前掲、一一二〇頁。
- (註12) 論壇時評、「近代的土地所有生成の分析視點について」、經評、昭和二十四年二月號、四一頁。
- (註13) ここに「事實上の農民的土地所有」とは、土地を「事實上

自己の土地として現實の關係において自由に享受・處理(遺贈・贈與、賣買乃至貸借)しうる程度に《domaine utile》[Unter-eigentum] (下級所有權) はその基礎を固めたこと、しかし他方、かかる封建的農民保有に對して行使される封建地代收取の規定《droit éminent》[domaine direct, Oberigentum] (上級所有權) の存在は、このような農民の土地がなお完全に自主的な近代的土地所有權に轉化することを妨げていた、このような封建的制限を含む所謂農民的土地所有(傍點……引用者)《propriété paysanne》(高橋幸八郎「市民革命の構造」三二四—五頁)のことであつて、藤田五郎氏のいわれた意味でのそれではない。

- (註14) 藤田五郎「近世農政史論」一一三頁。
- (註15) 前掲、「近代的土地所有生成の分析視點について」、四一頁。
- (註16) (註17) 前掲、「封建的社會構成體の基本的經濟法則について」、經評一〇四頁。歷評、六一頁。
- (註18) (註19) (註20) マイマン・スカースキン「封建制機構の基本的經濟法則について」一七四頁。

iii 「封建的社會構成體の基本的經濟法則」の定式

として、封建地代量率は率「封建主義の最後の世紀においてはむしろ減少した」とするならば、それは商品經濟の發展にもとづく、農産物價格の上昇の結果であるか、あるいは「小農民經營」の生産力の増大にもとづく萌芽的利潤の生成の結果かのいずれかであつたのであつて、決して、封建的土地所有者に地代量率を増大せしめようとする意圖がなかつたからではないのである。むしろ、封建

「封建的社會構成體の基本的經濟法則」に關する覺え書

的土地所有者は、常に、地代量率の増大を意圖しながら、否むしろそれ故に、封建的生產の發展につれて、地代量率の減少が結果されるところに封建的社會構成體の經濟的な客觀的法則性があつたのである。これ恰も、資本制社會において、各資本家は最大限の利潤の獲得を意圖しながら、否むしろ、そのことによつて、平均利潤の法則を生みだし、更に、利潤率の傾向的低下の法則が結果されたことと正に同様である。

かくて、「それぞれの社會構成體の基本的經濟法則は、生産の目的をしめさなければならず、封建制の基本的經濟法則は、封建機構の本質、その矛盾對立する發展過程、資本主義機構への推移の不可避性を示す」ものであるとするならば、「封建的社會構成體の基本的經濟法則」は次の如くに定式化されなければならないであろう。『生産過程の個別的な性格と封建的大土地所有とのあいだの矛盾をその基本的矛盾としてもち、小農民經營を發展させながら、土地所有にもとづいて、農民から地代を、剩餘價值または剩餘生産物の唯一の支配的で正常的な形態として收奪すること』。

一九五六年二月三日

- (註1) マイマン・スカースキン「封建制機構の基本的經濟法則について」、一七四頁。
  - (註2) 前掲、「封建的社會構成體の基本的經濟法則について」、經評、一〇五頁。歷評、六二頁。
  - (註3) マイマン・スカースキン、前掲論文、一七二頁。
- なお、ソ同盟歴史學會の討論過程を知り、問題を發展させるため

の重要な文献として、最近、山岡亮一、木原正雄編、「封建社會の基本法則」が公刊されたが、小稿が既に印刷に附された後であつたので執筆に際して利用することができなかつた。

〔附記〕 小稿は、「地主的土地所有の存在構造」なる研究テーマによつて享けた、本誌「昭和三十年度上半期研究助成金」にもとづく研究の一部をなす。最初、當「助成金」によつて廣島縣某村の「實態調査」を行う豫定であつたが、昨年、ソ同盟歴史學會の「封建的社會構成體の基本的經濟法則」に關する討論成果の總括論文が發表され、その理解と検討なしには、「半封建的」といわれるわが國の「地主的土地所有」も充分には理解されえないと考へ、「土地所有の性格規定のための序説」として、この研究をなした次第である。

資料

ドイツ・ファシズムにかんする覚え書

—— オットー・ウインツァ「ファシズムと

戦争にたいする十二年の闘争」によせる ——

飯 田 鼎

„Du muB herrschen und gewinnen  
oder dienen und verlieren,  
Leiden oder triumphieren,  
Ambos oder Hammer sein.“

—— Goethe ——

- 一、はしがき
- 二、一九三〇年初頭のドイツ資本主義の狀勢と  
ナチスの登場
- 三、反ファシズム統一戦線の失敗
- 四、ナチス支配下における抵抗運動

「全世界いたるところにおいて、今日の青年は死の門口に立たされている。何百万人という青年たちが、まだ成年に達しないその生命

ドイツ・ファシズムにかんする覚え書

を、自由のために捧げているのだ。この夢のために、すでに何百万という青年が死んでいつたが、おそらく戦争の終つたときには、さらに何百万が盲者となり、聾者となり、不具者となつて、この人生があたえる美しいものからは完全に隔離されて、その餘生をおくらなければならぬことになるだろう。今や五大陸のすべてにわたつて、その市民たちがひたすら自由をまもりたいばかりに、あるいは牢獄と拷問、あるいは苦痛と飢餓と勞苦とを忍んでいない國民は、おそらく一つとしてあるまい。全世界の青年が、その生命、その所有物の一切を捧げるよう要求されたことは、われわれ多くのものの生涯において、すでにこれで二度目である。彼等は、彼等自身がおこしたのもなんでもない戦いのなかで苦闘しているのだ。そして戦いの生む結果についても、また、おそらくそれは不幸にして彼等のほとんど、いな、まったくあずかり知らぬ形をとることである。彼等こそは、彼等自身つくつたのでもない運命のための犠牲